

平成30年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 平成30年9月13日(木) 開会 午後2時 4分
閉会 午後2時35分

場所 議会運営委員会室

出席委員 木下高志委員長

立石泰広副委員長、萩原一寿副委員長

板橋智之委員、武内政文委員、諸井真英委員、田村琢実委員、

小林哲也委員、本木茂委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、

木村勇夫委員、田並尚明委員、安藤友貴委員、石川忠義委員、

秋山文和委員、木下博信委員

出席者 齊藤正明議長、高橋政雄副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

- 1 9月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、9月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成30年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

9月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例6件、工事契約の締結2件、財産の取得5件、財産の処分1件、訴えの提起1件、事件議決2件の計18件である。

また、議案以外では、継続費精算報告などの報告事項が17件あり、合わせて35件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

はじめに予算については、今夏の記録的な猛暑を受け、空調未設置の7つの県立高校に空調を整備するため、所要の補正をお願いするものである。また、去る8月27日の大雨により被災した、さいたま市内を流れる鴻沼川の護岸復旧や、公共事業の追加等に係る補正をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算額は、20億128万6千円となったところである。

次に、条例については、一部改正条例が6件ある。主なものとしては、熊谷市の意向を受け、屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を同市が処理することとする「埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例」などがある。

工事契約の締結については、一級河川中川に架かる吉川橋の上部工に係るものなどである。

財産の取得は5件あり、主なものとしては、県立近代美術館の美術資料として、新印象派を代表するフランスの画家であるポール・シニャックの絵画を取得するものなどがある。

財産の処分については、先端産業・次世代産業などの成長産業を集積し経済の好循環を図るため、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側土地画整理事業地内の北側産業用地を売却するものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

事件議決については、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付すものである。

以上で私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしくお願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成30年9月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から2ページの7番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、

詳しく御説明させていただきます。

8番と9番は「工事請負契約の締結について」である。8番は、一般国道254号和光富士見バイパスの建設に伴い、一般国道463号をまたぐ橋りょうの上部工の工事を行うもので、工期は平成32年10月30日までとなっている。別にお配りしている「平成30年9月定例会工事請負契約一覧表」にあるように、契約の相手方は株式会社IHIインフラシステム、請負金額は9億396万円である。9番は、都市計画道路越谷吉川線の中川に架かる橋りょう、吉川橋の上部工の工事を行うもので、工期は平成32年7月31日までとなっている。先ほど御覧いただいた「平成30年9月定例会工事請負契約一覧表」にあるように、契約の相手方は株式会社IHIインフラシステム、請負金額は13億4,470万8,000円である。

10番から3ページの14番までは「財産の取得について」である。10番は、県立高等学校の授業において使用する超短焦点プロジェクター812台を購入するもので、取得金額は1億5,656万7,600円である。11番は、県立近代美術館の美術資料とするため、新印象派を代表するフランスの画家であるポール・シニャックの油彩画を購入するもので、取得金額は2億9,000万円である。12番と13番は、いずれも警察移動無線通信システムの更新に関するものである。12番は、警察車両などに搭載する無線機等で、移動無線機478台、オートバイ無線機115台、固定局設備6台及びヘリコプタ無線機1台を購入するもので、取得金額は5億658万8,364円である。3ページの13番は、警察官が身に付けて携帯する無線機等で、携帯無線機764台及び受令機3台を購入するもので、取得金額は1億8,453万9,600円である。14番は、科学捜査研究所において金属や爆発物などの微物を鑑定するため、微物分析装置一式を購入するもので、取得金額は9,957万6,000円である。

15番は「財産の処分について」で、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側土地区画整理事業地内北側産業用地を売却するもので、売却先は株式会社IHI、売却金額は71億500万円である。

16番は「訴えの提起について」で、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。

17番と18番は「事件議決」で、17番は「平成29年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」である。これは、一般会計及び13の特別会計について、決算の認定を求めるものである。18番の「平成29年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」は、病院事業会計をはじめとする5つの公営企業会計について、決算の認定を求めるものである。

4ページからは「報告事項」である。

1番は「行政報告書」であり、平成29年度の主要な施策の成果について報告するものである。2番と3番は「継続費精算報告」であり、継続年度が終了した一般会計、県営住宅事業特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。5ページの4番は「基金の運用状況報告」であり、土地開発基金など定額運用基金3基金について報告するものである。5番は「法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学など4法人について報告するものである。6ページの6番は「地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告」であり、地方独立行政法人法の規定に基づき、埼玉県立大学の平成29年度の業務実績に関して、評価委員会からの評価結果を報告するものである。7番は「健全化判断比率等報告」であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。8番は「私債権の放棄に関する報告」であり、埼玉県債権の適正な管理に関する条例の規定に基づき、平成2

9年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。9番は「観光づくりに関する施策の実施状況報告」であり、埼玉県観光づくり推進条例の規定に基づき、平成29年度における観光づくりに関して講じた施策について報告するものである。

10番は「農林水産業の振興に関する施策の実施状況報告」であり、埼玉県農林水産業振興条例の規定に基づき、平成29年度における農林水産業の振興に関して講じた施策について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例」は、総合リハビリテーションセンターにおいて、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労定着支援を行うことができるようにするとともに、その使用料の額を定めるものである。2番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、2ページの3番で内容を御説明させていただく埼玉県屋外広告物条例の一部改正及び建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。2ページの3番の「埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を景観行政団体である熊谷市が処理することとするために改正するものである。4番の「埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正を踏まえ、建築基準法上の接道規制について、一定の基準に適合し知事が認めるものについて適用除外するなど規定の整備をするものである。5番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、建築基準法が一部改正され、国際的な競技会等の用に供する仮設建築物の設置期間の特例が創設されたことに伴い、特別仮設興行場等建築許可申請に係る手数料の額などを定めるものである。6番の「埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例」は、住宅事情の変化等を踏まえ、特定公共賃貸住宅の一部を公営住宅法に基づく県営住宅に準ずる住宅に転用するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「平成30年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。9月補正予算については、今年の記録的な猛暑を受け、空調設備が未設置の県立高校に空調設備を設置するとともに、去る8月27日の局地的大雨により被災した土木施設の復旧に要する経費を計上するなど、当面緊急に対応すべき事業について編成したところである。その結果、補正予算の規模は、一般会計で、20億128万6千円となっている。「3 内容」について御説明させていただく。まず、1つ目の「県立高校の空調設備の設置」については、生徒の健康管理への配慮のため、空調設備が未設置の7校の普通教室への空調を設置するものである。また、工事の終期を平成31年6月と見込んでいるため、全額繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。次に、2つ目の「公共事業等の追加」については、道路・街路事業、河川事業などにおいて、緊急性・重要性が高い箇所に集中して事業を追加するものである。次に、3つ目の「災害の復旧に係る経費」については、去る8月27日の局地的な大雨により被災した、さいたま市内を流れる一級河川鴻沼川の護岸の被災箇所の復旧を図るものである。「4 主な財源」だが、今回の補正に係る財源は、特定財源である県債及び国庫支出金のほか、一般財源については、繰越金を充てることとしている。

お手元の資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、新たな請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日・9月20日(木)の午後5時までとなっている。

委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、立憲・国民・無所属1名、公明2名、県民1名、共産党1名、改革1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、立憲・国民・無所属1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、改革1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、開会日前日の9月19日(水)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の9月27日(木)に係るものについては、9月25日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 議員定数及び選挙区等の検討についてだが、本日の各会派代表者会議において、議長から、平成31年4月に予定される統一地方選挙に向けて、議員定数・選挙区等について、これまでの例に倣い、議員定数・選挙区等に関する検討協議会の設置を検討していたきたい旨の話があった。

ついては、この件について、御協議をお願いする。

初めに、お手元の資料2の協議会の設置について、政策調査課長に朗読させる。

< 政策調査課長朗読 >

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

木村委員

我が会派は、協議会の設置について賛成する。また、協議会の設置は、定数と選挙区についてであるが、それ以外に県議会が抱える課題、例えば、政務活動費のインターネット公開や特別委員会の在り方、委員会視察の在り方についてなど、総合的に議論する場として「議会あり方研究会」などの設置を望む。

石川委員

賛成。

秋山委員

賛成。

委員長

ただ今の発言は、議会運営委員会の協議事項ではないため、この場では取り扱わないこととする。議事を続行させていただく。

委員長

ほかに発言はあるか。

委員長

それでは、「埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会」を設置するということでよいか。

< 了 承 >

委員長

では、引き続き、協議会の規程及び会派別委員配分について、御協議をお願いします。
事務局に、規程の案文を配布させる。

< 事務局が案文を配布 >

委員長

ただ今お手元に配布した「埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会規程(案)」について、政策調査課長に朗読させる。

< 政策調査課長朗読 >

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会規程については、案のとおり了承することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員配分についてだが、先ほどの規程にあった委員定数17名を各会派の所属議員数で按分すると、自民10名、立憲・国民・無所属2名、公明2名、県民1名、共産党1名、改革1名となるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、委員については議長から指名することとなるので、各会派におかれては、推薦される委員氏名を本日中に御報告いただくよう、よろしくお願いします。

< 了 承 >

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」であるが、定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録し、10月28日(日)に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」であるが、各特別委員会の審議風景を、11月11日(日)及び18日(日)に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 第18回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料5に基づき、政策調査課長から説明させる。

政策調査課長

お手元の資料5を御覧願う。

今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。

資料5の2枚目をお開き願う。この大会は、共通する政策課題についての意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。開催日時は11月13日(火)の午後1時30分から、開催場所は東京都千代田区平河町の都市センターホテルである。大会の構成は、「自治体戦略2040構想について」と題する講演の後、5つのテーマで分科会が予定されている。出席議員数だが、主催者である全国議長会から、各都道府県5名から10名程度の議員の派遣が要請されている。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長

この件については、議長から、例年どおり、10名の議員を派遣したいとお話があった。

については、派遣予定議員数の10名を各会派別議員数により按分し、自民6名、立憲・国民・無所属1名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で御推薦いただくことを原則としたいと思う。また、参加を希望する議員全てに、出席し得る機会を確保するため、改革及び無所属の各議員から参加希望があった場合には、別途調整させていただくということでしょうか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派においては、出席される議員の方を10月3日(水)までに御推薦いただくようお願いする。

委員長

7 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料6にあるとおり、開会日・9月20日(木)の午後1時30分から開催したい旨、議長からお話があったので、議員各位の御参加をお願いします。なお、昨年度と同様、各市町村議会正副議長にも参加を呼び掛けているとのことなので、御承知おき願う。

委員長

8 閉会中の委員会活動についてだが、お手元の資料7を御覧願う。

9月定例会閉会后となるが、議会運営委員会の近県視察を10月29日(月)から30日(火)までの2日間で実施したいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案に従って実施してまいりますので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

9 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月20日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

秋山委員

先ほど、立憲・国民・無所属から、議会の在り方について総合的な研究会を立ち上げてはどうかと提案があった。委員長からは、ここで協議することではないとの回答があった。私は、議会運営、議会全体に関わることであり、この場で議論すべきと考えるが、委員長の考えを確認したい。

委員長

先ほども、議会運営委員会の協議事項ではないため、ここでは取り扱わないと申し上げた。それが全てである。

秋山委員

それでは、どこで議論したらよいか。委員長の考えはいかがか。

委員長

議会あり方研究会などの開催について、具体的にどのような形で検討を進めていくのか

などは、まずは各会派間で御調整いただくべきものとする。

秋山委員

今日、代表者会議が開かれたが、それではそこで…。

委員長

秋山委員に申し上げる。先ほど、私が申し上げたとおり、この場で議論するものではないということを御理解いただきたい。

秋山委員

それでは、別の場、代表者会議で議論すればよいと理解した。